

佐賀県建設工事等入札心得（電子入札用）（新旧対照表）

改 正 前	改 正 後
～前略～ （契約の保証） 10 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が 500 万円未満の工事又は委託金額が <u>100</u> 万円以下の業務については、契約の保証を免除する。 （1）保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ア 契約保証金（現金）の納付 イ 有価証券（利付国債に限る。）の提供 ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 エ 公共工事履行保証証券による保証 オ 履行保証保険の契約の締結 （2）契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の 10 分の 1 以上とする。 ～後略～	～前略～ （契約の保証） 10 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、請負金額が 500 万円未満の工事又は委託金額が <u>200</u> 万円以下の業務については、契約の保証を免除する。 （1）保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ア 契約保証金（現金）の納付 イ 有価証券（利付国債に限る。）の提供 ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 エ 公共工事履行保証証券による保証 オ 履行保証保険の契約の締結 （2）契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額又は委託金額の 10 分の 1 以上とする。 ～後略～